

令和 5 年度

岩国市及び教育委員会への陳情事項への回答書

《全体》

1. 「志高く豊かな心と生き抜く力を育む」の基本目標を達成するための教育環境の整備について

- (1) 授業等において、一人ひとりの子ども達に目の届く教職員の配置体制の拡充を希望いたします。併せて、特別支援教育支援員等の支援員の増員をお願いいたします。

教職員数については、国及び県の基準に従って配置された教職員に加え、通級指導・日本語指導などの加配をいただいているところですが、今年度は、県教育委員会の方針により、加配教員の一部が凍結されたことにより、例年の様な加配教員の配置ができていない状況にあり、来年度に向け、県に加配教員を例年通りに戻していただけるよう強く要望してまいります。特別支援教育につきましては、県費の加配教員 5 名、市費の支援員 42 名を配置しています。今年度については、特別支援教育の充実を図るべく、新たに支援員 15 名分の追加予算の確保を終え、随時配置予定です。また、日本語指導につきましては、県費の加配教員 5 名、市費の支援員 10 名を配置しており、きめ細やかな指導を進めております。なお、今年度は日本語支援員を増員するとともに、研修の実施等、日本語指導の充実を図っております。

さらに、教職員の負担軽減のため業務アシスタントを 13 人配置しております。

しかしながら、多岐にわたる教育課題に対応するにはまだまだ不十分であり、今後、国や県に対し、さらなる拡充を要望するとともに、引き続き特別支援教育支援員等の増員についても要望してまいります。

(学校教育課)

- (2) スクールカウンセラーの勤務日数及び勤務時間の増加並びにスクールソーシャルワーカーの増員を希望いたします。

令和5年度も、「山口県スクールカウンセラー活用事業」により市立の全中学校（14校）と全小学校（31校）にスクールカウンセラー（以下、SC）の定期的な配置をしています。配置の方法が平成29年度から変わり、中学校区に一括派遣となったため、小中連携の中で、各校への配置時間を、必要性に合わせて弾力的に運用することが可能になりました。本年度は、県からの岩国市への派遣総時間数は、2650時間となりました。これ以外にも、緊急対応が必要になった場合には、市の予算で緊急にSCを派遣する体制を整えています。

スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）については、岩国市では平成26年度から国・県の補助事業として予算を計上し、令和5年度は8名のSSWを配置し、計666時間分を確保し、困難な事案に対して学校を通じて各家庭へ派遣しているところです。しかしながら、複雑な家庭環境等課題を抱える家庭への支援に向けてSSWの介入は重要であり、市教委といたしましても学校との情報共有を行いながら、早期の支援を行っています。

SC・SSWの勤務日数・時間の十分な確保に向けて、状況を踏まえながら、今年度も引き続き、検討してまいります。

(教育センター)

2. 学校関連予算の拡充について

- (1) 各学校に対する予算配当額の増額を希望いたします。各学校においては学校施設及び児童の活動や環境整備の為に必要な支出を各PTAが捻出している現状があります。今後のPTA任意加入問題や支出内容等の検討を進めていくためにもよろしくお願い致します。

限られた市全体の歳出予算の中で、これまでも教育予算の確保には努めてきたところでありますが、今後におきましても必要な教育予算につきましても、確保をしていきたいと考えております。

(学校教育課)

3. 学校施設の整備充実について

- (1) やまぐち型地域連携教育の中心的施設であり、災害発生時の避難所並びに避難場所としての学校施設の整備充実をお願いいたします。特にトイレの洋式化では全国の平均値を大きく下回っており、幼稚園や保育園、各家庭の多くが洋式トイレとなっている現在、低学年においては不登校の原因であったり、トイレを使用することを我慢することで体調不良となる事例も見受けられるなど、切実な問題となっています。早急な対応をお願いいたします。

トイレ環境の整備につきましては、快適で安全な施設整備の観点からは重要であると考えており、全ての学校において順次トイレの洋式化を進めております。

令和4年度には小中12校において合計30基のトイレ簡易改修工事を実施しました。

今年度は、小中合せて4校で全面的なトイレ改修工事を進めており、併せて小中8校において合計16基のトイレ簡易改修工事を実施するなど、計画的にトイレ環境の整備を行っているところです。

トイレ環境の整備は、市内全ての学校への対応には期間を要するものと考えております。各校個別の要望に関しましては、施設の状況等を踏まえ、現場と十分協議を重ねながら状況把握を行い、逐次進めていきたいと考えております。

(教育政策課)

- (2) 市内小中学校施設においては、建築後数十年を経過したものが数多くあり、校舎等の老朽化対策が大きな課題となっております。子ども達の安全確保はもちろんのこと、災害発生時には地域の避難所並びに避難場所として期待される公共施設でもあります。地域の防災機能強化の観点からも、早急に学校施設の老朽化対策への予算確保をお願いいたします。

学校施設の全体の状況を把握し、中長期的な視点に立って長寿命化を計画的に行うために策定した「岩国市学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設全体における保全の優先度や複合化等を勘案し、大規模改修や改築等を進めており、現在、屋内運動場1校の改築工事に着手しています。

(教育政策課)

4. 通学路の危険箇所等の把握及び改善について

児童生徒の登下校については、岩国市道に限らず各学校指定の通学路を使用しております。また、本年4月に道路交通法改正案が可決され、近い将来に電動キックボードの車道及び歩道で無免許での通行可能となることから、これまでよりも通学路での登下校が危険になることは明白です。

通学路の中には、歩車道の区別もない交通量の激しい道路や、歩道とは名ばかりで非常に狭く尚且つ車道の反対側に逃げ場もない道路など、危険箇所がありながらやむを得ず通学路に指定している箇所もございます。

毎年、岩国市通学路安全推進協議会を開催していただき、各道路管理者から危険箇所の改善状況等についてご説明をいただいておりますが、各学校との連携を密にしていただき、危険箇所の把握と更なる改善をお願いいたします。

併せて、岩国市道以外の道路についても各道路管理者に対して、児童生徒が安全に通学できるための措置を速やかにとることを要望していただきますようお願いいたします。

平成24年度より、教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者等で構成する岩国市通学路学校安全対策協議会を開催し、小中学校における通学路の危険箇所の抽出及び意見交換を行い、危険箇所の共有化を図るとともに合同点検を実施しております。早期に対策が可能な危険箇所については、道路管理者及び公安委員会において対策を実施されておりますが、整備に長い年月や多額の費用を要する箇所等については、安全対策は未実施となっております。引き続き整備の要望を行い早急な対策を検討していきたいと考えております。

また、平成28年度から通学路での街灯設置要望に基づき、照明灯の設置事業を実施しており、引き続き必要な区域への整備を図ってまいりたいと考えております。

(学校教育課)

5. 地域への部活動移行への対応について

また、教員の働き方改革も叫ばれる中、国の方針として部活動における顧問担当を教員から地域の指導者へ委嘱する方針が打ち出されました。また、各学校においては生徒数の減少から教員配置数も同じく減少する傾向にあります。

コミュニティ・スクールの取り組みを行っている岩国市においては、外部指導者制度が導入されましたが、複数人の指導者が見つかる部活もあれば、地域によっては対象となる指導者が一人もいない現状があります。その部活においては廃部が前提となる話をする事になります。また、部活動指導員制度の中では資格を持たない指導者では、児童生徒は活動中の怪我や活動への登下校の際に現状の独立行政法人スポーツ振興センターでの保険が適用されず、別途保険に加入する必要があります。

中学校のみならず小学校を含めた、さらなる部活動指導員の拡充と部活動指導員が見つからない期間中の該当部活動が困窮することのない様対応をお願い致します。

地域への部活動移行への対応については、スポーツ庁からの提言と、県の推進計画に基づいて示される方向性や環境整備等・方策を参考にしながら、本市の実情に即して進めてまいりたいと考えております。

そのために、「岩国市中学生文化・スポーツ活動推進協議会」を立ち上げ、この協議会を中心組織として、中学生等の文化・スポーツ活動の機会確保・充実にむけた部活動改革を進めてまいります。その中で、課題に挙げられている、スポーツ・文化活動の機会確保や保険の在り方について検討していく予定にしております。

今年度については、コーディネータの配置について検討を行います。また、引き続き、部活動改革についての情報発信や地域クラブの情報提供を中心に、関係者への周知、理解を進めていきたいと考えております。

(学校教育課)

6. 発達障害等が原因で不登校になる子どもへの対応について

(1)ここ数年で、様々な理由で不登校になる児童が2倍近くになっているという統計があります。また、年々発達障害を抱える児童が増加しています。発達障害を抱える児童は、学校生活に上手く馴染めず、学校が楽しくなくなり引きこもり状態に陥り、欠席が多くなります。そのため、発達障害を抱える多くの児童は、放課後等デイサービスを利用して専門的な療育・支援を受けています。児童の中には学校より放課後等デイサービスに行くほうが楽しいという児童もいます。しかし、学校へ通わないと出席扱いにならず、放課後等デイサービスに通所しても出席扱いにはなりません。保護者の中には、放課後等デイサービスに通所することで出席扱いにしてほしいという声もあります。

そこで、保護者や児童を守るためにも、児童が放課後等デイサービスに通所した際は、出席扱いにできるように早急なご検討をお願い致します。

不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、相談・指導を受けている場合の出席の取り扱いについては、国の通知に基づいており、「保護者と学校との間の十分な連携・協力」や「学習の計画や内容が在籍学校の教育課程に照らして適切と判断されること」等の要件を満たしていることが必要です。

放課後等デイサービスの利用時間は、児童福祉法に基づいており、授業終了後や長期作業日を含む休業日を原則としていますので、条件を満たしておらず、難しい状況です。

(学校教育課)